

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）

「福祉用具貸与費・介護予防福祉用具貸与費」

高崎市 福祉部介護保険課

【福祉用具貸与費】（1月につき）



指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、
現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数がある時は、これを四捨五入して得た単位数）とする。

ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

【厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準】

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。

【介護予防福祉用具貸与費】 (1月につき)

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、
現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数がある時は、これを四捨五入して得た単位数）とする。

ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。

【厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準】

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。

【福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について】

1 基準の性格

基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全工区平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこととしている。

これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。

2 運用に当たっての留意事項

- (1) 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定については、平成30年10月から適用。
なお、新商品については、3月に1度の頻度で上限設定を行う。
- (2) 上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。
ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年末満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。
- (3) 上限設定等を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適用。
- (4) (1)から(3)までについては、施行後の実態を踏まえつつ、実施していくこととする。

○軽度者に係る指定福祉用具貸与費について

【算定の可否の判断基準】



要支援1・2、要介護1の者に対する指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい以下の品目に対しては、原則として算定できず、保険給付の対象外となっている。

- ①車いす及び車いす付属品
- ②特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③床ずれ防止用具及び体位変換器
- ④認知症老人徘徊感知機器
- ⑤移動用リフト（つり具の部分を除く。）

また、以下の品目に対しては、要支援1・2、要介護1の者に加え、要介護2・3の者に対しては、原則として算定できない。

- ⑥自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

続く ➔

ただし、一定の条件に該当する人（利用者等告示第88号において準用する第31号のイで定める状態像に該当する者）については、軽度者（要介護1の者。ただし、自動排泄処理装置については要介護2、3の者も含む）であっても対象外種目の指定福祉用具貸与費の算定が可能。

原則として、スライド8.9の表のとおり、基本調査の直近の結果を客観的に判断する。

【基本調査結果による判断の方法】

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

- ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業所から**当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分**（実施日時、調査対象等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「基本調査の写し」という。）**の内容が確認できる文書**を入手することによること。
- イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業所/指定介護予防支援事業所がない場合にあっては、**当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ**、それを入手すること。

(表)

対象外種目	貸与が認められる場合(厚生労働大臣が定める者のイ)	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(一) 基本調査1-7「3.できない」 (二) ケアマネジメントを通じて判断
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	(一) 基本調査1-4「3.できない」 (二) 基本調査1-3「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」

工 認知症老人 徘徊感知機器	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</p> <p>(二) 移動において全介助を必要としない者</p>	<p>(一) 基本調査3-1「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外。又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2.できない」。 又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1.ない」以外。 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。</p> <p>(二) 基本調査2-2「4.全介助」以外</p>
オ 移動用リフト (つり具部分 を除く)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>(一) 基本調査1-8「3.できない」</p> <p>(二) 基本調査2-1「3.一部介助」 又は「4.全介助」</p> <p>(三) ケアマネジメントを通じて判断</p>
カ 自動排泄処理装置	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 排便が全介助を必要とする者</p> <p>(二) 移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>(一) 基本調査2-6「4.全介助」</p> <p>(二) 基本調査2-1「4.全介助」</p>

基本調査項目に該当しない場合でも、次の①～③のいずれかの状態に該当することが医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であれば、市町村が書面等確実な方法で確認することにより、特例として給付することが可能である。

①状態の変化

状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

②急性憎悪

状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）

③医師禁忌

身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

具体的な福祉用具及び想定される疾病等は下表のとおり。（あくまで一例であり、これに限られるものではない。）

事例類型	福祉用具種目	貸与が認められる場合の例
①状態の変化	特殊寝台（付属品を含む） 床ずれ防止器具・体位変換器 移動用リフト（つり具部分を除く）	パーキンソン病・ 重度の関節リウマチ等
②急性憎悪	特殊寝台（付属品を含む） 床ずれ防止器具・体位変換器 移動用リフト（つり具部分を除く）	末期がん等
③医師禁忌	特殊寝台（付属品を含む）	重度の喘息発作・重度の心疾患・重度の逆流性食道炎等
	床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺等
	移動用リフト（つり具部分を除く）	人工関節の脱臼の危険性回避等

【申請に必要な書類】

- ①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認書
(2部。1部は提出者控え)
- ②居宅サービス計画書（第1～3表）の写し又は介護予防サービス・支援計画書の写し
- ③サービス担当者会議の要点の写し又は介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）の写し
- ④医師の医学的な所見の確認書類の写し
(疾患名、福祉用具が必要な症状等が記入されていること)
※ただし、④はサービス担当者会議の要点等に詳細の記載のある場合には省略可

【協議のための書類の提出時期・有効期間等について】

提出時期は、原則として事前（利用を開始する前）。

提出書類の有効期間は、提出日から現に認定されている認定期間の終了日までとする。

ただし、やむを得ない理由がある場合は、最大で協議を行った日の14日前まで遡及可能。

認定期間の満了に伴う更新申請をする際に、引き続き福祉用具の貸与が必要であると判断される場合は、有効期間満了日の前日までに再度書類を提出する。

変更申請・要支援者の要介護認定申請等により認定期間が変更される際も同様とする。

申請時において、要介護1又は要支援1・2の認定がされる恐れがある場合は、原則として、実際に福祉用具を利用する前に、書類の提出を行うこととする。

書類を提出せず、確認を受けないまま福祉用具を利用し、認定結果が、要介護1又は要支援1・2であった場合は、保険給付の対象とならないため注意が必要である。

【適切な記入の例】

- ①状態の変化・②急性憎悪・③医師禁忌

＜特殊寝台＞

- ①パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。
- ②末期がんにより、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。
- ③重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。
- ④重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度におこす必要がある。

＜移動用リフト（昇降座椅子）＞

- ①重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。
- ③人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳からいすへの移乗に一部介助を要する。

＜床ずれ防止用具及び体位変換器＞

- ③脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。

【福祉用具貸与 Q&A】

Q1. 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について。

A1. 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。

ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。

いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することになったことに留意する。

Q2. 同一種目の福祉用具を複数貸与することは可能か。

A2. 適切なケアマネジメントのもとであれば、用途を変えて同一種類の福祉用具の貸与を受ける事も可能である。（屋内用・屋外用として2台の車いすの貸与など）

Q3. 施設利用の際の福祉用具貸与は可能か。

A3. 在宅での利用に対して認められるものであり、短期入所中やデイサービス中についての利用は認められない。（施設内で利用するものは、施設側が用意するべき）

Q4. 軽度者の福祉用具貸与に当たって、「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当する場合、例外給付を申請する必要はあるか。

A4. 申請の必要はないが、その場合でも福祉用具が必要となる根拠を主治医に確認するほか、貸与に当たって必要となる文書等を準備することが必要である。

Q5. 該当する調査項目・基本調査結果がない「車いす②」と「移動用リフト（段差解消機に限る）」の貸与を利用したい場合の対応について。

A5. 主治医から得た情報・福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。

この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

Q6. 福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

A6. 指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者的心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）
- ・福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期（令和6年度介護報酬改定で追記）

Q7. 付属品のみの貸与について。介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

A7. すでに車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かに関わらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。

Q8. 複数商品の提示について。機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は1つの商品の提示で良いか。

A8. 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。